5　内閣総理大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるものとする。

一　不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

二　前号に掲げるもののほか、指定金融機関が国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき。

6　内閣総理大臣は、指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。

7　内閣総理大臣は、指定をしたときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（地域活性化総合特別区域の指定の申請）

第二十六条　法第三十一条第一項の規定により指定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第五の一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　地域活性化総合特別区域（法第二条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び地域活性化総合特別区域を表示した付近見取図

二　法第三十一条第三項の規定による提案を踏まえた同条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

三　法第三十一条第五項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域活性化総合特別区域協議会（法第四十二条第一項に規定する地域活性化総合特別区域協議会をいう。以下「地域協議会」という。）における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）

四　法第三十三条第一項の規定による提案と併せて法第三十一条第一項の規定による指定の申請をする場合にあっては、当該提案に係る書類の写し

五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（地域活性化総合特別区域を指定した旨の公表）

第二十七条　法第三十一条第八項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体の名称

二　前号の指定に係る地域活性化総合特別区域の範囲

三　前二号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

（地域活性化総合特別区域の指定の解除の申請等）

第二十八条　法第三十一条第九項の規定により地域活性化総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）にあっては別記様式第五の二による申請書を、地域活性化総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第五の三による申請書に第二十六条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（地域活性化総合特別区域計画の認定の申請）

第二十九条　法第三十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする指定地方公共団体は、別記様式第五の四による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第四章第四節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類

二　法第三十五条第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び同条第二項第一号に規定する実施主体の意見の概要

三　法第三十五条第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画（同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画をいう。以下同じ。）についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該提案の概要

四　法第三十五条第七項の規定による協議をした場合にあっては、当該協議の概要

五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（地域活性化総合特別区域計画の変更の認定の申請）

第三十条　法第三十七条第一項の規定により地域活性化総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第五の五による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

（法第三十七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更）

第三十一条　法第三十七条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　前号に掲げるもののほか、認定地域活性化総合特別区域計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

（地域協議会を組織した旨の公表）

第三十二条　法第四十二条第七項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

二　地域協議会における協議事項

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第五十五条第一項の指定会社の要件）

第三十三条　法第五十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　地域協議会を構成する法人であること。

二　指定（法第五十五条第一項に規定する指定をいう。次条から第三十六条までにおいて同じ。）に係る特定地域活性化事業（法第二条第三項に規定する特定地域活性化事業のうち、同項第二号に掲げるものに限る。以下この条から第三十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第三十五条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三　指定会社事業実施計画が認定地域活性化総合特別区域計画に適合するものであること。

四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ　地域活性化総合特別区域計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社又は地域活性化総合特別区域計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社　特定地域活性化事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

ロ　地域活性化総合特別区域計画の認定の日において設立後最初の事業年度を経過している会社　次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1)　特定地域活性化事業を行うために必要な資金の額を第三十五条第一項の規定による申請書の提出の日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この号及び第三十五条において「基準事業年度」という。）の営業費用の額で除して計算した割合が二分の一以上であること。

(2)　特定地域活性化事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。

(3)　基準事業年度における営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。